

## 4-2. インバウンドインフォメーション等の検討

広島市は、平成 24 年に観光庁の「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」において、外国人旅行者受入れの中核的な役割を担う戦略拠点に選定され、外国人旅行者の受入環境の整備を進めるとともに、様々なプロモーション活動を実施した結果、平成 27 年には、国の増加率（47.1%）を超える、対前年比 56.6%の大幅増により、初めて 100 万人の大台を突破し、102 万 9 千人となった。

このような中、広島駅周辺においては新幹線や、空港リムジンバスなどにより外国人旅行者の多くが立ち寄っていることが想定されることから、庁内関係課に対するヒアリングや民間ホテル事業者に対するサウンディングを行い、広島駅周辺における外国人観光客の状況や、官民連携による受入環境の整備の可能性などについて把握し、インバウンドのニーズに応じた効果的な情報発信方法等について検討を行った。

表 広島市における外国人観光客の動向

年次	広島市における施策展開例・わが国における動向	外国人観光客数
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光庁の「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」において、外国人旅行者受入れの中核的な役割を担う戦略拠点に広島市が選定される</li> <li>○外国人旅行者向け街角観光案内所「トラベルパル・インターナショナル」を設置</li> <li>○V J C 事業や旅行会社等へのプロモーション活動の実施</li> </ul>	36 万 3 千人 (対前年比 31.0%増)
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○円安の影響や東南アジアを中心としたビザ発給要件の緩和による訪日旅行を促進する環境が整備される。</li> <li>○Hiroshima Free Wifi 環境の整備</li> </ul>	53 万人 (対前年比 46.0%増で過去最高)
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京オリンピック・パラリンピックの開催決定</li> <li>○「和食」のユネスコ無形文化遺産登録</li> <li>○2 つの世界遺産を中心としたプロモーションの実施</li> <li>○Hiroshima Free Wifi 環境の整備</li> </ul>	65 万 7 千人 (対前年比 24.0%増で過去最高)
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台湾・中国・フランス等を対象に、現地旅行業者等の招へいなどプロモーション活動を積極的に展開</li> <li>○大型クルーズ船の寄港誘致</li> <li>○Hiroshima Free Wifi 環境の整備</li> </ul>	102 万 9 千人 (国の増加率 (47.1%) を超える、対前年比 56.6%の大幅増により過去最高)

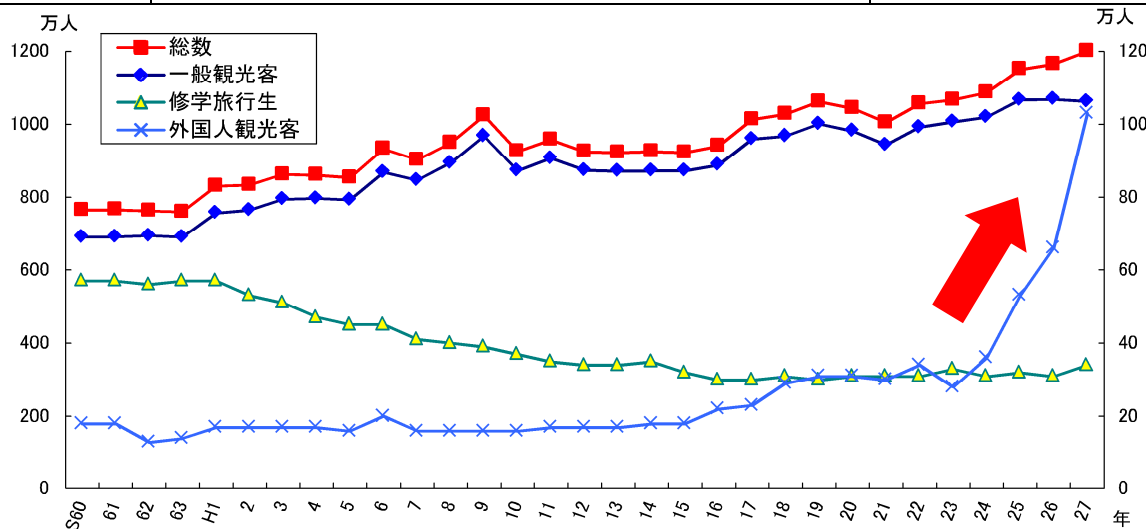


図 来広観光客数の推移

資料 | 広島市「広島市観光概況 (平成 27 年 (2015 年) データ)」

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1433981530424/index.html>

(1) インバウンドのニーズの把握（庁内ヒアリング・サウンディング結果）

表 庁内ヒアリング・サウンディング概要

対象	日時	方法	内容
庁内関係課	2016年11月24日 15:00～	対面聞き取り	<ul style="list-style-type: none"><li>・広島駅周辺を利用される外国の方の属性、割合、目的</li><li>・インフォメーションの役割</li><li>・行政としてできることは（ハード整備、ソフト面）</li><li>・JRやホテル、飲食店として協力できることは</li><li>・歴史の散歩道等の観光の可能性について</li></ul>
民間ホテル事業者 1社	2017年1月19日 13:00～	電話聞き取り	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハード整備・ソフト面の取組</li><li>・歴史の散歩道等の観光の可能性について</li></ul>

< 庁内ヒアリングから得られた官民連携の可能性（インバウンド）（庁内関係課）（1/2） >

項 目	ヒアリング結果
<p>広島駅周辺を利用される外国の方の属性、割合、目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰り客が4割を占めており、原爆ドーム、平和資料館、宮島という観光ルートのみで終わってしまう。</li> <li>・広島県の来訪者の特性として、6、7割が欧米とオセアニアからである。他地域ではアジアからが多い。</li> <li>・上海等から豪華客船が来るようになり、アジアからの来訪者が増加傾向にある。一隻来ると4,000人近くになる。</li> <li>・広島に来訪者は、東京、京都経由の新幹線や、空路から広島駅へのリムジンバスを利用するため、外国人観光客の約8割は広島駅に立ち寄っていると思われる。</li> <li>・観光ループバス（めいぷる〜ぷ）も広島駅を起点としている。</li> <li>・新幹線については、ジャパンレールパス（外国から日本を観光目的で訪れる方のみが購入できる特別企画乗車券）という乗車券があり、比較的安価に新幹線を利用することができることも起因している。</li> </ul>
<p>インフォメーションの役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内については広島観光コンベンションビューローが担っている。</li> <li>・「ひろしまジン大学」が、生涯学習及び自己実現の一環としてボランティアでの取組を行っており、広島駅新幹線コンコース内で金、土、日にあいさつ機能と入口機能（駅周辺の必要な場所（宮島への乗り場、バスの乗り場等）への案内や必要な情報を提供してくれるところ（観光案内等）まで案内する）を担っている。</li> <li>・JR西日本との間に行政が入ることでコンコースの出入り、活動の実施許可を受けている。</li> <li>・平成29年度から「ひろしまジン大学」が自立して行うこととなっているが、行政もサポートは継続的に行っていく。</li> <li>・自由通路ができれば、何がどこにあるかが、もう少しわかりやすくなると思うので、役割が変わってくるかもしれない。これまでの機能に加えて地域を紹介するようなことも考えられる。</li> </ul>

< 市内ヒアリングから得られた官民連携の可能性（インバウンド）（市内関係課）（2/2） >

項目	ヒアリング結果
<p>行政としてできることは （ハード整備、ソフト面）</p>	<p>&lt;Wi-Fi&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、Hiroshima Free Wi-Fi の設置を随時進めており、南口には設置済みである。</li> <li>・公共施設や民間施設に設置しており、ホテルではリーガロイヤルホテルに設置している。</li> <li>・これは1回30分間であるが何回も使えるもので、初期費用が数十万でランニングコストが1~2万円/月である。</li> <li>・基本的に公共施設であっても施設管理者に設置を依頼している。民間施設も同様である。</li> <li>・導入コストが高いためビッグデータとしての活用等の付加価値を提供すること等を模索している。</li> <li>・また、Hiroshima Free Wi-Fi Lite というのもあり、15分/回 4回/日 という利用制限がある。</li> <li>・これはNTTの光回線を用いて、ルーターを導入すれば使うことができる。ランニングコストが1,000円/月程度であり、導入が容易である。</li> <li>・広島市内だけでなく観光圏として広島圏域に広げていっている。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語サイトの充実</li> <li>・各種HPのバナー依頼等</li> <li>・サイネージは情報の組み合わせとして可能性はあると思う。</li> </ul>
<p>JRやホテル、飲食店として協力できることは</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルでは独自でFree Wi-Fi を設置されていると思われるが、それらのホテルにおいても、Hiroshima Free Wi-Fi の設置に協力してもらいたい。</li> <li>・Hiroshima Free Wi-Fi の宣伝が大型モニター等を利用してできればと思う。</li> <li>・これまで行政も入った取組であったため、お勧めの飲食店やホテルは公として紹介できなかった。</li> <li>・ホテル業協会、飲食業協会等が作成したマップ等があれば、そのマップを配布するということは可能かもしれない。</li> </ul>
<p>歴史の散歩道等の観光の可能性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年の広島への来訪客の9割が初めてであった。</li> <li>・香港や広島に空路のある台湾からのリピーターも多いため、そういった人たちには着地型の観光というのは可能性があると思われる。</li> <li>・欧米の方も寺社仏閣が好きの方が多。</li> </ul>

<サウンディングから得られた官民連携の可能性（インバウンド）（民間ホテル事業者）>

項 目	サウンディング結果
ハード整備・ソフト面の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中であり、過渡期であることが理由かもしれないが、駅の中を含めて、現在地を確認できるマップが少ない。</li> <li>・外国人の多くは、電子媒体を利用しながら動いており、Wi-Fi 環境の整備は必要である。</li> <li>・アプリやポータルサイト等の情報発信方法についても工夫が必要である。</li> <li>・Wi-Fi 環境の整備について、民間に協力を求めるのは困難であると思われる。例えば、飲食店は、Wi-Fi 環境を整備することにより滞在時間が長くなり、回転率が落ちて、売上に影響を及ぼす可能性もある。町全体の Wi-Fi 環境が整備されていないと、なおさら繋がる場所に滞在すると思われる。</li> </ul>
歴史の散歩道等の観光の可能性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史の散歩道については、観光場所として十分に認識されていない。当然、宮島と平和公園には必ずといっていいほど立ち寄ると思われるので、観光ルートに組み込むか、駅で時間が余った方、宿泊客等に向けたコンテンツとして考えることが必要である。ただし、7社寺の英語標記についても課題である。ここを変えていく仕事は、行政が取り組んでいくしかないのではないかと思われる。</li> </ul>

## (2) 情報発信方法等の検討

前項で整理した、インバウンドのニーズをふまえて、情報発信方法等の検討を行った。

項目	公共	民間
施設	インフォメーションセンターの設置 (広島駅や地下広場)	情報提供
人	・駅から必要な施設(在来線のホーム、市電の駅、めいぷる～ぷのバス停、観光案内所等)までの案内	
サイン	・サインの設置(地域) ・サイン多言語化への支援	・サインの設置(施設内) ・サインの多言語化
マップ	多言語化マップ ・地域資源(歴史の散歩道、二葉山等) ・散策ルート ・モデルコースの設定	多言語化マップ ・飲食施設 ・ホテル ・地域資源(歴史の散歩道、二葉山等)
その他設備	・デジタルサイネージ ・公衆無線 LAN の設置支援 (Hiroshima Free Wi-Fi)	・デジタルサイネージ ・公衆無線 LAN の導入 (Hiroshima Free Wi-Fi)

※ハッチングは既に取り組み

### <エキキタお店マップ>

「エキキタお店マップ」は、広島駅新幹線口周辺地区「エキキタ」の魅力を情報発信し、賑わいや回遊性のある空間を創出することを目的に、過去に光商工会が作成した「エキキタお店マップ」を、地元住民や企業・商店等の事業者、東区役所等からなる「エキキタまちづくり会議」がリニューアルし作成したものである。

地区内の飲食店舗の情報や、二葉山山麓にある「七福神めぐり」について、各社寺の特徴や移動の距離、時間等を記載しており、掲載店舗やホテル等で配布されている。

また、外国人旅行者の訪問、滞在の促進のため、多言語で作成しており、店舗メニューの英語表記やスタッフの英語対応の可否等についても記載されている。



エキキタお店マップ英語版

### 図 エキキタお店マップ

資料 | 広島市「2016年2月23日「エキキタお店マップ」が完成しました」

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1456103336564/index.html>

## <Hiroshima Free Wi-Fi>

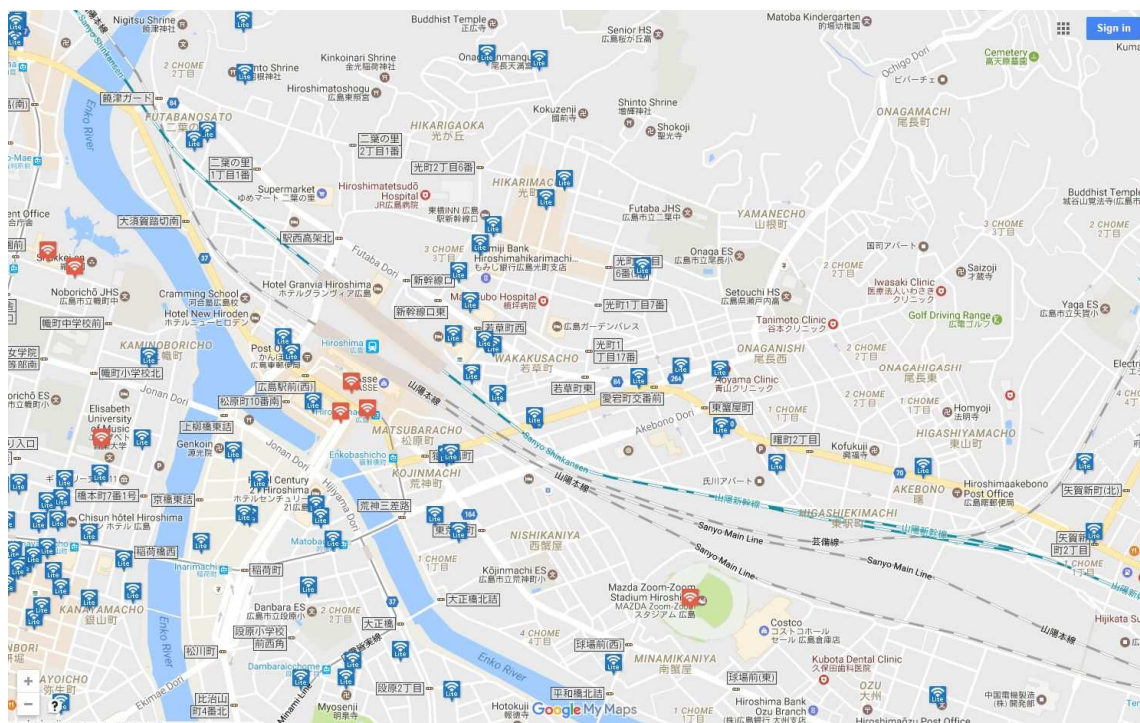
無料公衆無線 LAN サービス「Hiroshima Free Wi-Fi」(ひろフリ)は、広島市を訪れる外国人旅行者の利便性向上と満足度を高めることを目的としており、これにより本市の「おもてなしの観光」を推進し、更に多くの外国人旅行者に訪問、滞在してもらうことを目指している。

平成 28 年 12 月 1 日現在のサービス提供場所は、広島市及び近隣市町において 82 箇所 (アクセスポイント数 139) となっており、更なる利便性の向上と満足度の向上を図るため、サービス提供場所の拡充を図っている。

また、対応言語についても、7 言語 [英語・フランス語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・タイ語・日本語] によるサービス提供を実施している。



ロゴマーク



広島駅周辺地区の Hiroshima Free Wi-Fi アクセススポット

図 Hiroshima Free Wi-Fi

資料 | 広島市「無料公衆無線 LAN サービス「Hiroshima Free Wi-Fi」のサービスについて」

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1409563567640/>

#### 4-3. ケーススタディとしてのイベント検証

エキキタにある7つの社寺でのイベントと、地域イベントが一体となった「エキキタひろしま 玄関口宣言イベント 夏の夜、祈りと平和の夕べ」をケーススタディとして、公共空間を利用したイベント実施の可能性を検証した。

具体的には、道路や緑地等の公共空間を活用した飲食販売等を行い、必要な申請手続きや、テント設置等による公共空間への影響を把握するとともに、飲食販売等の売上と歩行者通行量から見たイベントの収益性（出店可能性）を把握するため、歩行者通行量の調査を行った。また、公共空間の維持管理や利活用のニーズについて把握するため、アンケート調査を実施した。



### (1) 道路、緑地の占用利用手続きについて

本実証実験は、道路・緑地を活用して行われるため、道路占用許可申請書や公園使用許可書等の書類を提出し、占用許可を受けなければならない。提出した書類は以下のとおりである。

表 イベント概要

公共施設	必要な届出	窓口	必要な費用	備考
道路・歩道	・道路占用許可申請書 ・工事(着手・完了届) ・道路占用廃止届	維持管理課	1日 120円/㎡ ※祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	都市再生特別措置法に基づく「道路占用許可の特例」制度により活用可能 ・内規:露店等の道路占用の取扱い(平成27年3月31日制定) ※道路占用許可申請書(以下「申請書」)以外の書類は、申請書の添付資料であり、個別の事業案件によって要否が異なる。(他の法令等により官公署の許可、承認等を必要とするものについて、その許可書、承認書等) ※緑道、歩道を占用する場合、使用後に「芝生・インターロッキングの修繕」が別途必要。
	・道路使用許可申請書	警察署		
	・露店等の開設届出書(※火気使用時)	消防署		
	・イベント開催に伴う食品取扱届(食品取扱時)	保健所		
緑地・公園	・公園使用許可書	維持管理課	1日 200円/㎡ ※行商、募金、出店、興行その他これらに類するもの	

※道路を占用する場合、「近隣住民の承諾」「案内看板設置(1週間前～)」「誘導員配置」が別途必要。

## (2) 公共空間への影響把握

道路空間や公園等の公共空間を利用したイベントを実施した場合に、各施設への影響（芝生の傷み等）がどの程度か、イベント実施前後の状況を把握し、定性的な評価を行った。



図 調査位置図

### ①テント設置直後（イベント実施前）

- テントやテーブルを設置した箇所には、芝生への食い込みが見られる。
- インターロッキングに傷や汚れ等は生じていない。



図 テント設置直後の様子（平成 2016 年 8 月 5 日（金）16 : 00 頃）

### ②イベント実施後

- テント、テーブル設営直後は、芝生への食い込み等が見られていたが、イベント終了後、芝生への食い込み等は元に戻っており、傷み等の影響は見られなかった。また、芝生上で作業していた事務局や店舗出店者等による芝生への影響も見られなかった。
- インターロッキングでは、調理のため火気を使用した箇所もあったが、傷みや汚れ等は見られなかった。



図 イベント終了後の様子（2016 年 8 月 8 日（月）9 : 00 頃）

### ③公共空間への影響

- 本イベントでは、テントやテーブル・イス等を道路・緑地等で使用し、飲食物販等を行ったが、道路・緑地等への大きな影響は確認できなかったため、イベント等での使用上の問題はないと考えられる。ただし、使用時間や、参加者・歩行者等の状況によっては、原状回復のための工事及び届出を行う必要があると考えられる。

### (3) 飲食販売等と歩行者通行量から見たイベント収益性の把握

#### ①歩行者通行量調査

飲食販売等の売上と歩行者通行量から見たイベントの収益性（出店可能性）を把握するため、イベント実施時における歩行者通行量の観測を行った。調査方法は、調査対象箇所を通過する歩行者、自転車を、数取器（カウンター）を用いて種別・方向別・時間帯別に観測したものである。

表 調査方法

調査分類	2種（歩行者、自転車）
観測方向	予め設定した方向（下記、調査地点の図を参照）
調査単位	1時間単位

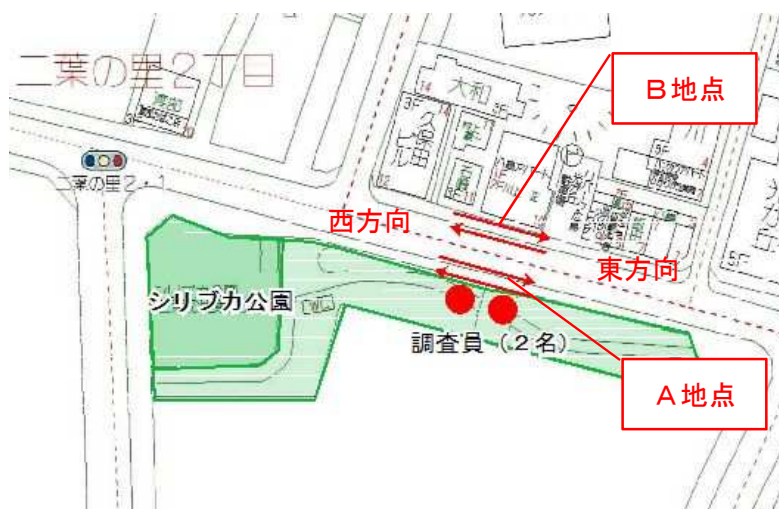


図 調査地点

- イベント開始1時間前の18:00～イベント終了時間の21:00の3時間の中で、合計1,231人（西方向763人、東方向468人）の通行が見られた。
- 勤務帰りの時間帯である18時台では、広島駅方面から西方向に通行する方が多い。また、歩行者に加えて自転車による通行も多い。
- イベントが開始された19時台では、歩行者・自転車ともに増加し、饒津神社や広島東照宮方向（西方向）に向かう方が多い。
- イベント後半にあたる20時台では、東西方向ともに通行量が増加しており、各イベント会場を回遊しているものと思われる。

表 調査結果

	18時台			19時台			20時台			合計		
	A	B	小計	A	B	小計	A	B	小計	A	B	小計
西方向	85	30	115	180	124	304	177	167	344	442	321	763
東方向	30	56	86	81	35	116	141	125	266	252	216	468
合計	115	86	201	261	159	420	318	292	610	694	537	1,231

## ②飲食販売等と歩行者通行量から見たイベント収益性

- イベント開始1時間前の18:00～イベント終了時間の21:00の3時間の中で、合計1,231人（西方向763人、東方向468人）の通行であった。
- 収益を確保するための歩行者通行量の目安（I）を「約5,000人/1日（7h）<sup>※1</sup>」とした場合、「約700人/1h」⇒「約2,100人/3h」が必要となる。本イベントの歩行者通行量は、「約1,200人/3h」であり、（I）に対して半数程度しか確保されておらず、収益事業として十分な集客は確保されていない。
- 収益事業として成立するためには、例えば、出店店舗の宣伝・PRをエキキタまちづくり会議<sup>※2</sup>が日常的に行う等の取組も必要になると考えられる。
- 今回のイベント出店費用経費（テント等備品や設営撤去等人件費）は150,000円であり、出店店舗の収入金額は、約80,000円となった。エキキタまちづくり会議としての収支金額は、約70,000円の赤字である。
- これらに加えて、緑地使用料（芝生の養生及び補修を含む）や、それに伴う各種手続きにかかる人件費等を考慮すると、現状では収益性は低いと考えられる。

※1 広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部ヒアリングを参考とした。  
 質問 | 商売的に魅力あるイベントの規模は最低でも、どれぐらいを考えればよいか。

回答 | 人出は5,000人～6,000人、開催時間も6時間は欲しい。

※2 詳細は、第7章（7-11～7-13ページ）に示す。

表 イベント出店店舗収支金額

	支出金額（円）	収入金額（円）	収支金額（円）
会場備品（出店費用経費）	150,000	—	—150,000
A社	—	約20,000	+約20,000
B社	—	約20,000	+約20,000
C社	—	約40,000	+約40,000
合計	150,000	約80,000	<b>—約70,000</b>

(4) まちづくりに関するアンケート調査

表 調査結果概要

対象	シリブカ公園前通行者
期間	2016年8月5日(金) 19:00-21:00
調査方法	配布回収
回答数	115通

①回答者の属性

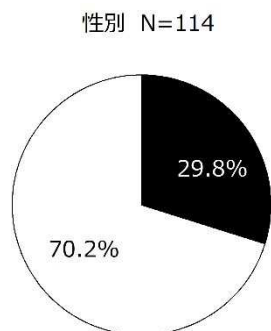


図 性別

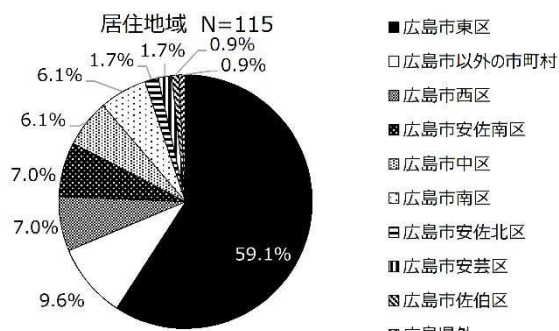


図 居住地域

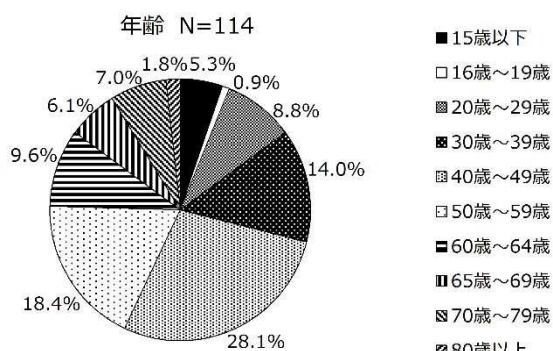


図 年齢

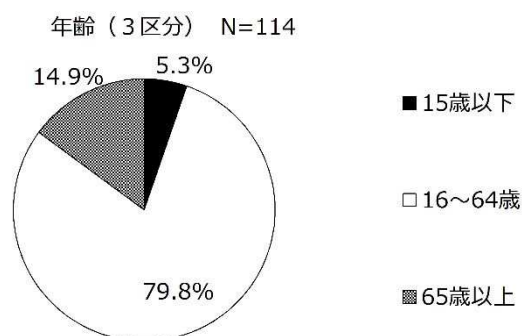


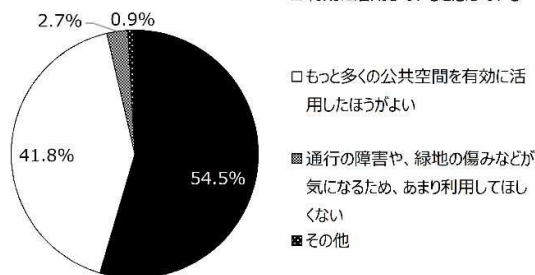
図 年齢(年齢3区分)

## ②公共空間の利活用について

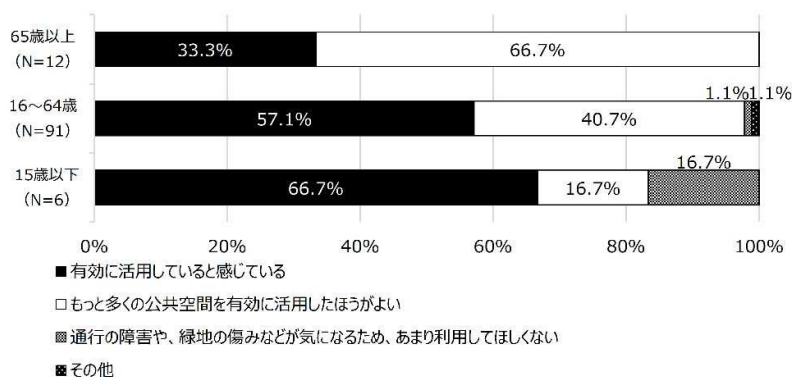
○多くの方が、公共空間を有効に活用していると認識しており、更なる有効活用も望まれている。

○居住地域別にみると、東区の方はもっと有効に活用すべきと回答している割合も47.0%と高く、一方で、他区の方は有効に活用していると感じている割合が68.8%を占めている。

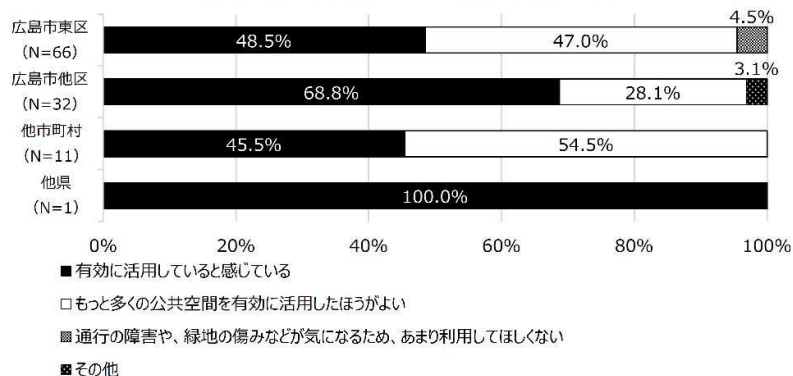
公共空間を利用したイベント N=110



公共空間を利用したイベント（年齢別） N=109



公共空間を利用したイベント（居住地域別） N=110



### <広島市における公共空間の有効活用事例について>

広島市においては、有効空地、河岸緑地や、道路を利用した各種イベントの実施やオープンカフェ・イルミネーション等の事業が行われ有効活用されている事例があります。

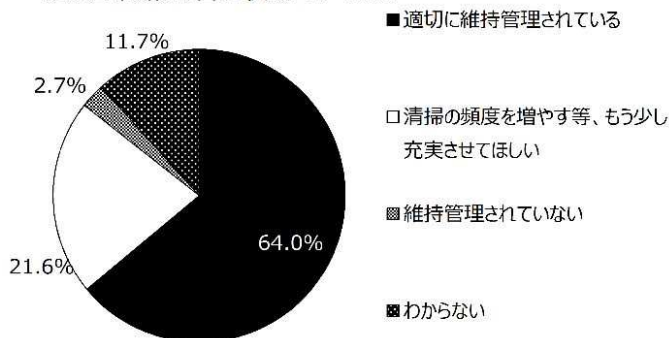


図 河岸緑地を利用したオープンカフェ

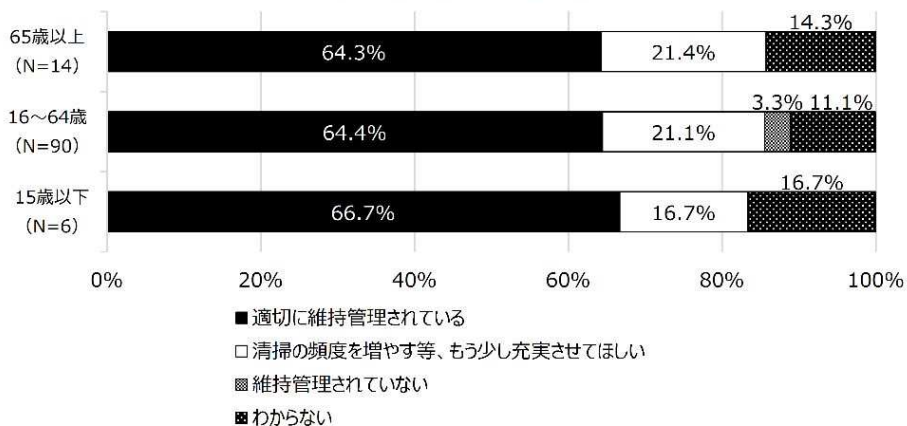
### ③公共空間の維持管理について

○多くの方が、適切に維持管理されていると感じている一方で、更なる充実も望まれている。  
 ○東区の方は、「適切に維持管理されている」と答えた方が多いが、「維持管理されていない」と感じている方も存在する。

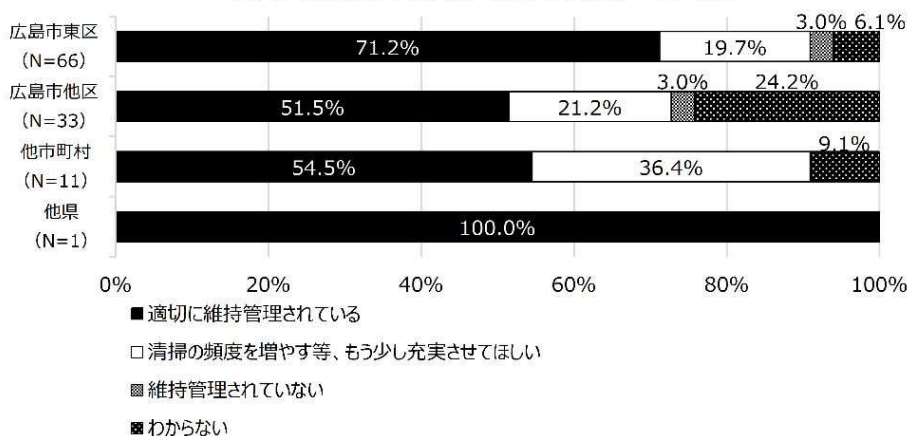
公共空間維持管理状況 N=111



公共空間維持管理状況（年齢別） N=110

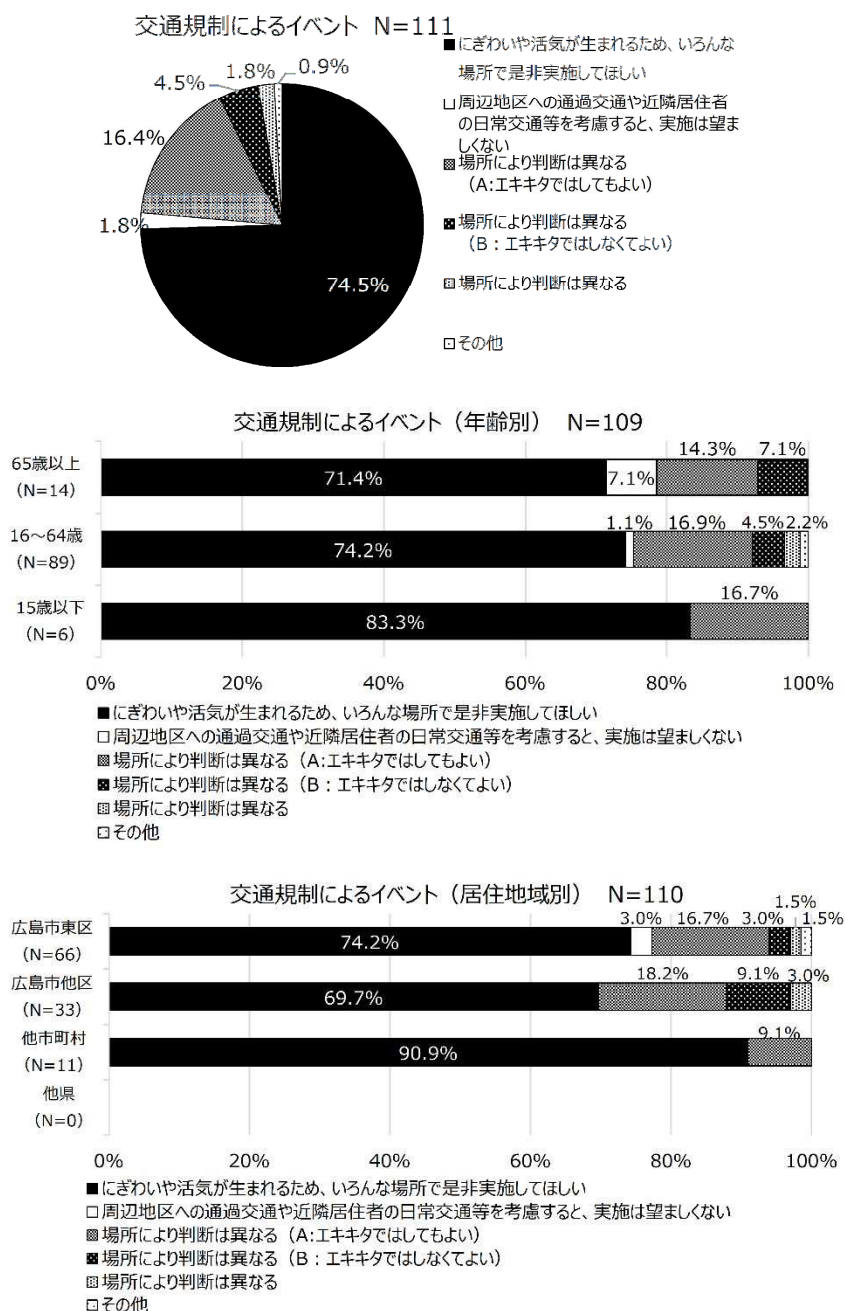


公共空間維持管理状況（居住地域別） N=111



#### ④交通規制によるイベントの実施について

- 賑わいや活気生まれるため、多くの方が、いろんな場所での交通規制によるイベントを望んでいる。
- 場所により判断は異なるとした方の中でも、エキキタでは実施してもよいと答えた方が多くなっている。
- 東区の方は、約7割がいろんな場所で実施してほしいと答えている一方で、実施は望ましくないとしている方も存在している。
- 40歳代、70歳代の方の中には、実施は望ましくないとしている方も存在している。





<参考>夏の夜、祈りと平和の夕べ 開催内容 (1/2)

表 開催概要

主催団体	【夏の夜、祈りと平和の夕べ実行委員会】 構成：七社寺会、二葉の里歴史の散歩道ボランティアガイドの会、尾長地区連合町内会、二葉の里町内会、光が丘町内会、山根町西部町内会、東区役所)
開催日時	2016年8月5日(金) 19:00-21:00
開催場所	二葉の里周辺



写真 イベントの様子

表 イベント内容とイベント参加者数

場所	内容	時間帯	計測値	特記
A 饒津神社	笛を中心とした演奏	19:30-19:45	107	-
B 明星院	読経	19:50-19:55	16	-
C 鶴羽根神社	先着 50 名がろうそく点火	20:00-20:05	24	-
D 広島東照宮	笙の演奏・被爆体験の講話	20:30-20:40	131	-
E 尾長天満宮	尺八の演奏	20:05	25	・高齢者層、高齢者夫婦が多い ・外国人 2 名
F 國前寺	読経	19:30	60	・町内の方が多い
G 聖光寺	虚無僧による尺八演奏	19:15	100	・外国人・子ども・ガイドも多い

<参考>夏の夜、祈りと平和の夕べ 開催内容 (2/2)



## (5) ペDESTロリアンデッキを利用したイベント事業

### ①概要

平成 25 年度から工事を進めていた「広島駅新幹線口ペDESTロリアンデッキ」が、平成 28 年 10 月 30 日（日）より供用を開始し、これにより、二葉の里・若草地区と広島駅新幹線口 2 階改札口が連絡されるようになった。

この施設の供用にあわせて、尾長地区連合町内会やエキキタまちづくり会議、広島市東区役所等で構成する実行委員会は、渡り初めイベントとして、ペDESTロリアンデッキを利用したイベント事業を実施した。

本イベントでは、通路の一部を占用し、コンサート等音響を使用したものや、産直市等収入を得る事業も実施された。

開催概要及び通路占用のための申請手続き（提出書類）は次のとおりである。

表 開催概要

主催団体	エキキタ「ペデ“渡り初め”」イベント実行委員会 (尾長地区連合町内会・ホテルグランヴィア広島・シェラトングランドホテル広島・エキキタまちづくり会議・広島市東区役所)
開催日時	2016 年 10 月 30 日（日）12：00－15：30
開催場所	広島駅北口ペDESTロリアンデッキ
実施事業	○イベント スポーツ団体トークショー、紙芝居、ミニコンサート・ダンス、綱引き大会 ○ブース 産直市、パネル展示、茶席、フェイスペイント、ゆるキャラ等との記念撮影

- 行政財産使用許可申請書・誓約書
- 占用の位置及びその付近を表示した図面
- 占用する通路の有効幅を表示した図面
- 占用面積実測図及び占用箇所の位置図
- 占用料を示す表（※広島市道路占用料徴収条例）
- イベント実施要領
- 主催団体規約、名簿
- 道路使用許可申請書
- イベント開催に伴う食品取扱届

表 申請手続き（提出書類）

## ②実証実験の定性的な評価

○イベント時の来場者数を計測した結果、正午頃にピークとなり、約300人の来場者数が見られた。その後も一定の来場者が見られる。

○広島駅2階改札を抜けて、ペDESTリアンデッキでのイベントの様子が視界に入るためか、イベントへの来場者に限らず、自然とそのままペDESTリアンデッキに出てくるような人が多く見られた。

○イベント時、歩行者動線が確保されていなくとも、大きな問題は生じていなかった。また、点字ブロックを利用される人も協力を得ながら通行できていた。

○来場者の中には、販売・飲食等を求める声もあり、来場者の滞在時間を延ばす工夫が求められる。特に飲食ニーズがあることも確認された。

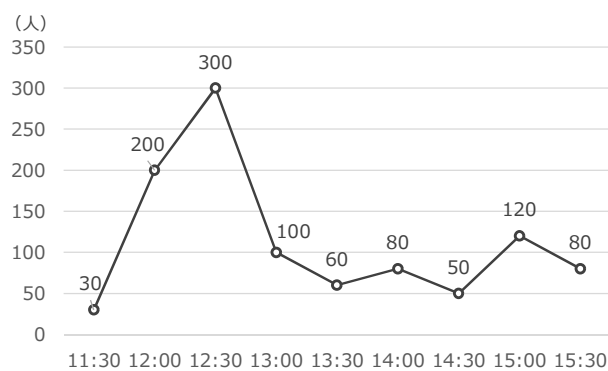


図 来場者数



11:30



12:00



12:30



13:00



13:30



14:00



14:30



15:00



15:30



終了後

写真 イベントの様子



改札を抜けると視界に広がるイベント状況

#### 4-4. 賑わい創出事業の効果と課題

業務期間中に実施したイベントでの効果と課題を検証した結果、既存の条例等により、道路や緑地等の公共空間を利用することは可能であるが、利用目的や内容など制約条件があるため、制度の見直し等を含めて検討する必要性が考えられる。

表 結果概要

項目	結果概要
インバウンドインフォメーション	外国人観光客は近年急激に増加傾向にある中、広島駅周辺は、外国人観光客の多くが立ち寄っていると考えられることから、行政と民間が連携して外国人受入環境の整備や情報発信などについてハード・ソフト両面の取り組みを行う必要性は高いと考えられる。
公共空間の占有利用手続き	公共空間の利用手続きにあたって各種申請書の提出が必要であるが、窓口が一本化されていないことや、利用内容によって提出書類が異なることなどの問題が確認でき、利用のための申請手続き手順等について明確に整理し提示することや窓口を一元化することなどが課題である。
賑わい創出事業の公共空間への影響	賑わい創出事業（飲食販売等を想定）のため公共空間を利用するにあたって、原状回復のために大規模な工事を伴う可能性は低く、利用上の問題はないと思われる。ただし、利用時間や、参加者・歩行者等の状況によっては、原状回復のための工事及び届出を行う必要があると考えられる。
賑わい創出事業の収益性	歩行者通行量から見て収益事業として十分な集客は確保されていないと思われる。出店店舗の宣伝・PRをエキキタまちづくり会議が日常的に行う等の取組も必要になると考えられる。
賑わい創出事業のニーズ	イベント中に実施したアンケートによると、エキキタ周辺の公共空間の維持管理状況については東区住民の約7割が評価している一方で、有効活用という面では、東区住民の約4割が更なる有効活用を求めている。

## 第5章 収益事業の検討

対象施設を活用した広告事業、物販事業、オープンカフェ等の収益事業を展開できる可能性のある施設（場所）を抽出し、収入等の試算等を行い、そのポテンシャルを検討した。なお、収入等については、広告事業は他都市の事例を参考に掲出利用料とし、その他は協賛金（これまで利用できなかったインフラ施設等を利用するために支払う費用）として整理する。協賛金は市の条例で定める道路占用料・公園使用料相当額とする。

### 5-1. 前提条件の設定

収益事業としての試算等にあたって、次のとおり前提条件を設定した。

- 収益事業を展開できる可能性のある施設（場所）は、第2章で整理した、街区公園・有効空地・壁面後退空間・ペDESTリアンデッキを対象とする。
- 物販、オープンカフェ等の個別事業の収支は成り立つことを前提とする。
- 収益は場所の使用料とし、広島市の現在の道路占用料・公園使用料等を参考に試算する。
- 広告については、屋外広告物条例、他事例の状況（東京都品川区大崎）から金額を設定し、掲載可能箇所、面積は想定で試算する。

表 収益事業を展開できる可能性のある施設の抽出

施設	想定される活用の可能性	抽出理由
街区公園	・非日常的な利用（イベント）	・面的な拡がりがあり、イベント時には利用が想定されるため
二葉の里第3公園	・定常的な利用（カフェ・移動販売）	・周辺に企業、専門学校、ホテル等が立地し、昼間人口は常時5,000人程度を見込んでおり、日常的に利用される可能性があるため
有効空地	・定常的な利用（イベント等） ・広告	
壁面後退空間	・非日常的な利用（イベント）	・一体利用することにより面的な拡がりがあり、イベント時には利用が想定されるため ・実証実験時に歩行者、自転車通行量は1,200人/3h
道路・緑道	・非日常的な利用（イベント）	
ペDESTリアンデッキ	・週末等に利用（イベント） ・広告	・駅に直結しており、人通りが多いため ・歩行者の断面交通量は約54,700人/日（広島駅自由通路完成時） ・平日は通勤通学によるラッシュ時の混雑が予想されるため利用しない。

※収益を確保するための歩行者交通量の目安 約5,000人/日（7h）飲食業組合聞き取り

## 5-2. 収益事業の試算

前提条件にしたがって、収益事業としての試算を行った。以下に結果概要と対象施設の位置図を示す。

表 収益事業の試算 結果概要

収益	
①街区公園	2,817,500
②道路・緑道	80,000
③壁面後退空間	80,000
④ペDESTリアンデッキ	5,327,775
⑤有効空地	14,003,955
イベント利用等計	22,309,230

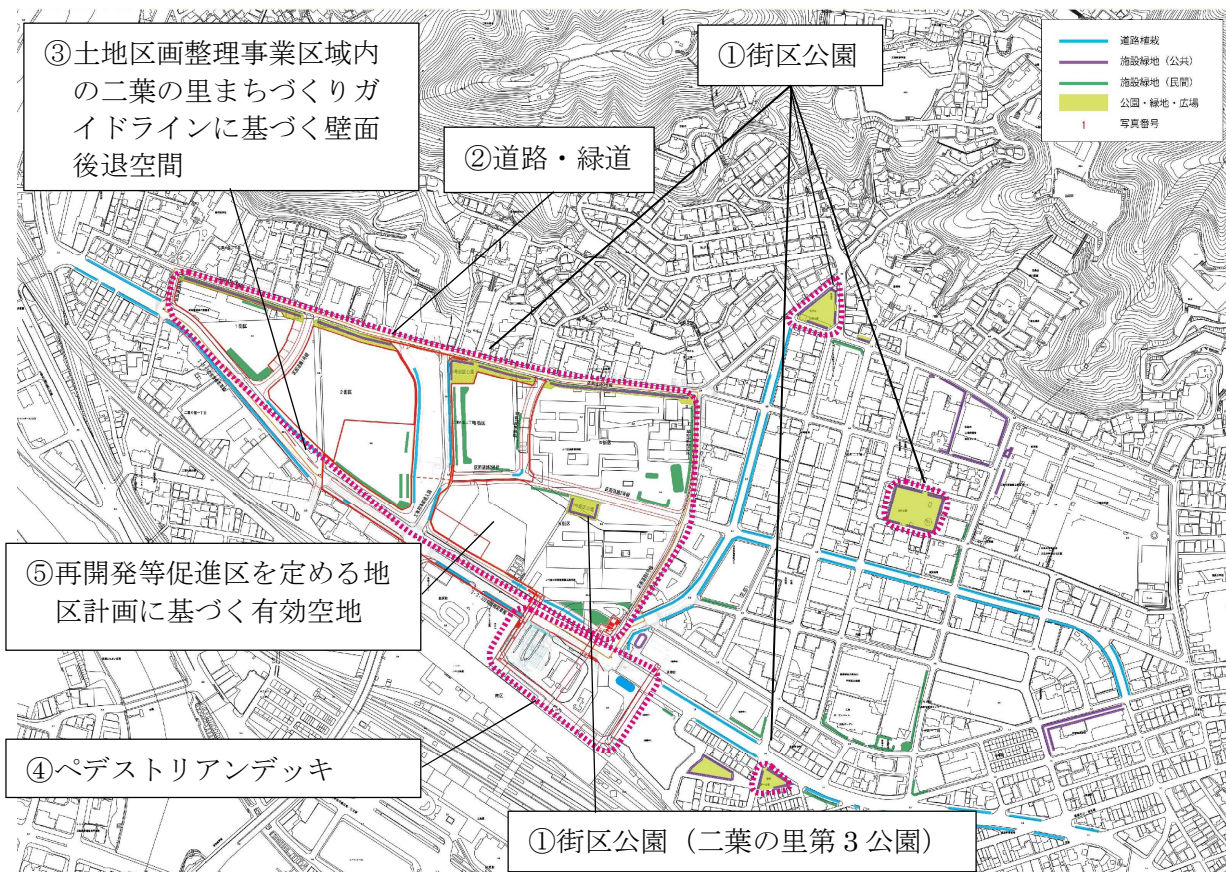


図 収益事業の対象施設

## (1) 街区公園

街区公園は、一日を通して近隣住民の憩いの場としての利用にとどまり、収益事業の需要が見込めない空間であるが面的な広がりがあるため、非日常的な利用（イベント）を想定する。

街区公園のうち、二葉の里第3公園については、周辺に企業、専門学校、ホテル等が立地するため、日常的に利用される可能性があることから、定常的な利用（カフェ・移動販売）を想定する。

- 対象施設は、「各街区公園」を利用する。
- 占用物件は、非日常的な利用（イベント）は「テント」を、定常的な利用（カフェ・移動販売）は「移動販売車」を想定する。
- テント数は、「エキキタおながフェスタ 2016（主催：エキキタおながフェスタ 2016 実行委員会・尾長地区連合町内会）」での利用数等を参考に、駐車ます数は、広島市西新天地公共広場での事例を参考に設定する。

表 街区公園\_非日常的な利用（イベント）

項目		備考	
対象施設	二葉の里第二公園 (㎡)	1,000.00	公園台帳（調書）
	光が丘山根公園 (㎡)	1,570.48	
	光町公園 (㎡)	3,305.78	
	若草第一公園 (㎡)	838.00	
	合計面積 (㎡)	6,714.26	
占用物件・面積	テント面積 (㎡) ①	20	夏の夜、祈りと平和の夕べ 使用テント面積 20㎡
	テント数 (張) ②	10	
	占用面積 (㎡) ③=①×②	200	
協賛金・使用日数	日使用単価 (円/㎡) ④	200	広島市公園条例別表5の公園使用料を参考
	日協賛金 (円) ⑤=③×④	40,000	
	年間使用日数 (日) ⑥	2	
	年間協賛金 (円) ⑦=⑤×⑥	80,000	

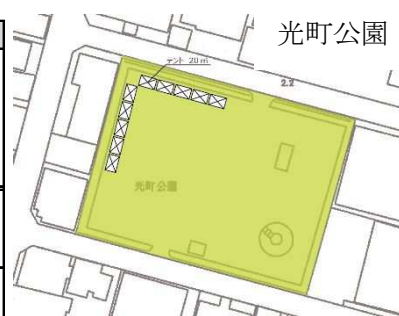


表 街区公園\_定常的な利用（カフェ・移動販売）

項目		備考	
対象施設	二葉の里第三公園 (㎡)	1,000.00	公園台帳（調書）
占用物件・面積	駐車ます面積 (㎡) ①	12.5	
	駐車ます数 (台) ②	3	
	占用面積 (㎡) ③=①×②	37.5	
協賛金・使用日数	日使用単価 (円/㎡) ④	200	広島市公園条例別表5の公園使用料を参考
	日協賛金 (円) ⑤=③×④	7,500	
	年間使用日数 (日) ⑥	365	
	年間協賛金 (円) ⑦=⑤×⑥	2,737,500	

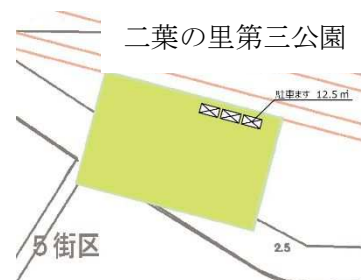


図 非日常的な利用（イベント）イメージ



図 定常的な利用イメージ



## (2) 道路・緑道

道路・緑道は、一日を通して近隣住民の憩いの場としての利用にとどまり、収益事業の需要が見込めない空間であるが面的な広がりがあるため、非日常的な利用（イベント）を想定する。

- 対象施設は、「二葉の里歴史の散歩道の緑道」を利用する。
- 占用物件は、「テント」を想定する。
- テント数は、「エキキタおながフェスタ 2016（主催：エキキタおながフェスタ 2016 実行委員会・尾長地区連合町内会）」での利用数等を参考に設定する。

表 道路・緑道\_非日常的な利用（イベント）

項目		備考
対象施設	二葉の里歴史の散歩道の緑道 (㎡)	4,050 図上計測
占用物件・面積	テント面積 (㎡) ①	20
	テント数 (張) ②	10
	占用面積 (㎡) ③=①×②	200
協賛金・使用日数	日占用単価 (円/㎡) ④	200
	日協賛金 (円) ⑤=③×④	40,000
	年間占用日数 (日) ⑥	2
	年間協賛金 (円) ⑦=⑤×⑥	80,000

※緑道は広島市公園条例に基づく。

## (3) 壁面後退空間

壁面後退空間は、常に人がいるような空間ではないが面的な広がりがあるため、非日常的な利用（イベント）を想定する。

- 対象施設は、「二葉の里歴史の散歩道沿いの壁面後退部分」を利用する。
- 占用物件は、「テント」を想定する。
- テント数は、「エキキタおながフェスタ 2016（主催：エキキタおながフェスタ 2016 実行委員会・尾長地区連合町内会）」での利用数等を参考に設定する。

表 壁面後退空間\_非日常的な利用（イベント）

項目		備考
対象施設	二葉の里歴史の散歩道沿い (㎡)	4,050 図上計測
占用物件・面積	テント面積 (㎡) ①	20
	テント数 (張) ②	10
	占用面積 (㎡) ③=①×②	200
協賛金・使用日数	日占用単価 (円/㎡) ④	200
	日協賛金 (円) ⑤=③×④	40,000
	年間占用日数 (日) ⑥	2
	年間協賛金 (円) ⑦=⑤×⑥	80,000

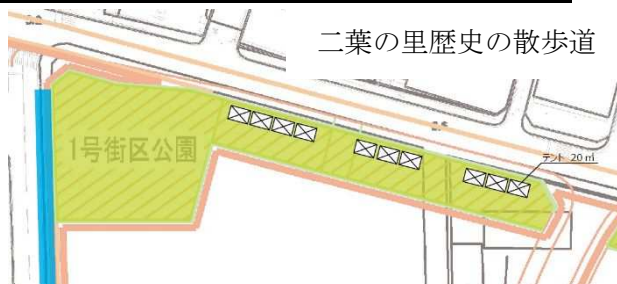


図 道路・緑道、壁面後退空間 非日常的な利用（イベント）イメージ

#### (4) ペDESTリアンデッキ

ペDESTリアンデッキは、駅に直結しており、人通りが多いため、週末等に利用（イベント）を想定する。あわせて、広告事業についても検討を行う。

- 対象施設は、「ペDESTリアンデッキ」を利用する。
- 占用物件は、週末等日常的な利用（イベント等）は「ペDESTリアンデッキ実証実験時と同様の占用面積」を、広告事業は大崎駅東西自由通路景観広告スペースを事例として、「A0横サイズの広告掲出利用スペース」を想定する。

表 ペDESTリアンデッキ\_週末等日常的な利用（イベント等）

項目		備考
占用物件	テーブル・イス等 (㎡) ①	70
協賛金・ 使用日数	日占用単価 (円/㎡) ②	120
	日協賛金 (円) ③=①×②	8,400
	年間占用日数 (日) ④	120
	年間協賛金 (円) ⑤=③×④	1,008,000



図 ペDESTリアンデッキでのイベントの様子

表 ペDESTリアンデッキ\_広告事業

項目		備考
掲出物件	広告パネル数 (基) ①	15
協賛金・ 使用日数	日掲出利用単価 (円/基) ②	2,630
	日掲出利用料 (円) ③=①×②	39,450
	年間掲出利用日数 (日) ④	365
	年間掲出利用料 (円) ⑤=③×④	14,399,250
	年間協賛金 (円) ⑥=⑤×0.3	4,319,775



図 広告パネル設置  
資料：大崎エリアマネジメント HP

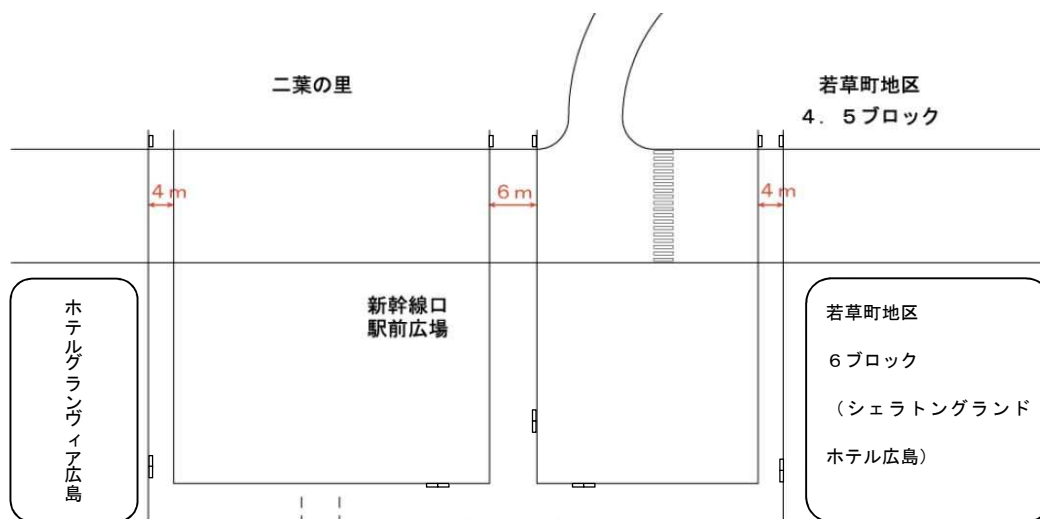


図 広告パネル設置イメージ

(5) 有効空地

有効空地は、周辺に企業、専門学校、ホテル等が立地するため、日常的に利用される可能性があることから、定常的な利用（イベント等）を想定する。

あわせて、広告事業についても検討を行う。

- 対象施設は、「有効空地」を利用する。
- 占用物件は、定常的な利用（イベント等）は「テント」を、広告事業は大崎駅東西自由通路景観広告スペースを事例として、「A0横サイズの広告掲出利用スペース」を想定する。
- テント数は、「エキキタおながフェスタ 2016（主催：エキキタおながフェスタ 2016 実行委員会・尾長地区連合町内会）」での利用数等を参考に設定する。

表 有効空地\_定常的な利用（イベント等）

項目		備考
対象施設	有効空地 (㎡) ①	750 図上計測
占用物件・面積	テント面積 (㎡) ②	20
	テント数 (張) ③	9 夏の夜、祈りと平和の夕べ
	占用面積 (㎡) ④=②×③	180 使用テント面積 20㎡
	占用面積割合 (%) ⑤=④/①	24.0%
協賛金・使用日数	日占用単価 (円/㎡) ⑥	200 広島市公園条例別表5の公園使用料を参考
	日協賛金 (円) ⑦=④×⑥	36,000
	年間占用日数 (日) ⑧	365
	年間協賛金 (円) ⑨=⑦×⑧	13,140,000

表 有効空地\_広告事業

項目		備考
掲出物件	広告パネル数 (基) ①	3
協賛金・使用日数	日掲出利用単価 (円/基) ②	2,630 大崎駅東西自由通路景観広告スペースを参考
	日掲出利用料 (円) ③=①×②	7,890
	年間掲出利用日数 (日) ④	365
	年間掲出利用料 (円) ⑤=③×④	2,879,850
	年間協賛金 (円) ⑥=⑤×0.3	863,955 年間掲出利用料の3割 大崎の事例を参考

## 第6章 帰宅困難者支援対策の検討

広島市地震被害想定報告書、既存対策等の既存資料を基に、官民連携による広島駅の帰宅困難者対策に係る可能性等について検討した。

### 6-1. 既存対策等の整理

#### (1) 帰宅困難者対策に必要な取組

内閣府と東京都が設置した「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」が平成24年9月10日に公表した最終報告では、帰宅困難者対策として以下のような取組が必要であるとしている。

- ①一斉帰宅の抑制  
企業等における施設内待機、大規模な集客施設や駅等における利用者保護を進める。
- ②一時滞在施設の確保  
滞留者等が発災後、最長3日間程度留まるための一時滞在施設を確保する。
- ③帰宅困難者等への情報提供  
むやみに移動を開始しないことを周知し、安全確保情報や、帰宅情報等を提供するための関係機関の連携体制の構築や、情報伝達手順の明確化を図る。
- ④駅周辺における混乱防止  
駅前滞留者対策協議会等を設立し、地域の自助・共助の取組を地域ルールとして定める。
- ⑤徒歩帰宅者への支援  
災害時徒歩帰宅支援ステーションの充実や、帰宅支援対象道路に関する対策を進める。
- ⑥帰宅困難者の搬送  
特別搬送者に対する搬送方法の検討を進める。

**首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」概要** 平成24年9月10日  
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

**第1章 はじめに**

- 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化
- 首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析
- 検討の前提として平日昼12時発生の東京湾北部地震（M7.3）を想定
- 各主体が、ガイドラインを参考に積極的に取り組んでいくことにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図る

**具体的な取組内容**

<p><b>第2章 一斉帰宅の抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一斉帰宅抑制の基本方針（平成23年11月22日決定）</li> <li>○企業等における施設内待機                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等における施設内待機計画の策定、備蓄量や備蓄品目の例示</li> <li>・外部の帰宅困難者のために10%余分に備蓄等を推奨</li> <li>・従業員、家族等の安否確認手段の確保</li> <li>・帰宅ルールの設定（段階的帰宅や集団帰宅等）</li> <li>・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の策定</li> </ul> </li> <li>○大規模な集客施設や駅等における利用者保護                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等に関する計画の策定</li> <li>・災害時要援護者が必要とする優先スペースの確保等</li> <li>・隣接した施設との連携による安全の確保</li> <li>・「大規模な集客施設及び駅等の利用者保護ガイドライン」の策定</li> </ul> </li> </ul> <p><b>第3章 一時滞在施設の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時滞在施設の対象施設、開設基準、施設管理者の役割                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後最長3日間の開設を標準、3.3mにつき2人の収容を目安</li> </ul> </li> <li>○各機関における一時滞在施設の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等は、市区町村と協定を締結して一時滞在施設を提供</li> </ul> </li> <li>○施設の安全を確保するための配慮                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性を満たした建物であること</li> <li>・建物や設備等の安全点検のためのチェックリストの例示</li> <li>・施設利用案内を施設の入口に提示</li> </ul> </li> <li>○行政の支援策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の実情に応じた運営マニュアルの整備や支援策の具体化</li> </ul> </li> <li>○「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン」の策定</li> </ul> <p><b>第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理</li> </ul>	<p><b>第4章 帰宅困難者等への情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者等に提供すべき情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「むやみに移動を開始しない」、帰宅困難者の安全確保情報・帰宅情報</li> </ul> </li> <li>○情報提供における関係機関間の連携と情報の流れ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信主体別に発信すべき情報の内容と情報伝達手段のフローの作成</li> </ul> </li> <li>○関係機関等に求められる平時からの取組                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者への情報提供のためのポータルサイトや専従部門を設置</li> <li>・アプリの開発等の民間の取組を促すような情報の公表</li> </ul> </li> <li>○「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」の策定</li> </ul> <p><b>第5章 駅周辺等における混乱防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅前滞留者対策協議会の設立の促進</li> <li>○地域の行動ルールの策定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織単位毎の取組（自助）、地域が連携する取組（共助）のルール化</li> </ul> </li> <li>○「駅前滞留者対策ガイドライン」の策定</li> </ul> <p><b>第6章 徒歩帰宅者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時徒歩帰宅支援ステーションの充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度向上（ステッカーの統一化の検討、のぼりの設置）</li> </ul> </li> <li>○帰宅支援対象道路                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅支援対象道路の拡大や地域での取組を充実</li> </ul> </li> </ul> <p><b>第7章 帰宅困難者の搬送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者等の搬送シミュレーション                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別搬送者を最優先とすることを想定</li> </ul> </li> <li>○特別搬送者を対象とした搬送オペレーション                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送開始時期、搬送拠点とルートの方え方</li> <li>・今後「帰宅困難者搬送マニュアル（仮称）」を策定</li> </ul> </li> </ul>
---	---

**第9章 終わりに**

- 残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、実務的な検討を継続して行うため、連絡調整会議を新たに設置

図 帰宅困難者対策の具体的な取組

資料 | 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」概要

一時滞在施設の確保にあたっては、民間事業者等の協力が不可欠であるが、帰宅困難者に提供できるスペースの不足等の理由により、一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れる事業者が増えない状況にある。また、一時滞在施設で二次災害等が発生し、受け入れ中の帰宅困難者が負傷した場合、現行の民法の解決によると、施設管理者に損害賠償責任が発生する可能性があることも要因としてあげられる。

また、帰宅困難者対策においては、一時滞在施設不足というハード対策の課題が長期化することにより、ソフト対策に対しても、影響を与えることが懸念される。例えば、ソフト対策において、地域のルールを検討したり、訓練を実施したりする場合において、具体的な帰宅困難者の誘導先となる一時滞在施設が決まらないため、内容の深化が図れないといったことが想定される。

このため、帰宅困難者対策は、ハード・ソフト対策を合わせて講じていくことが重要である。

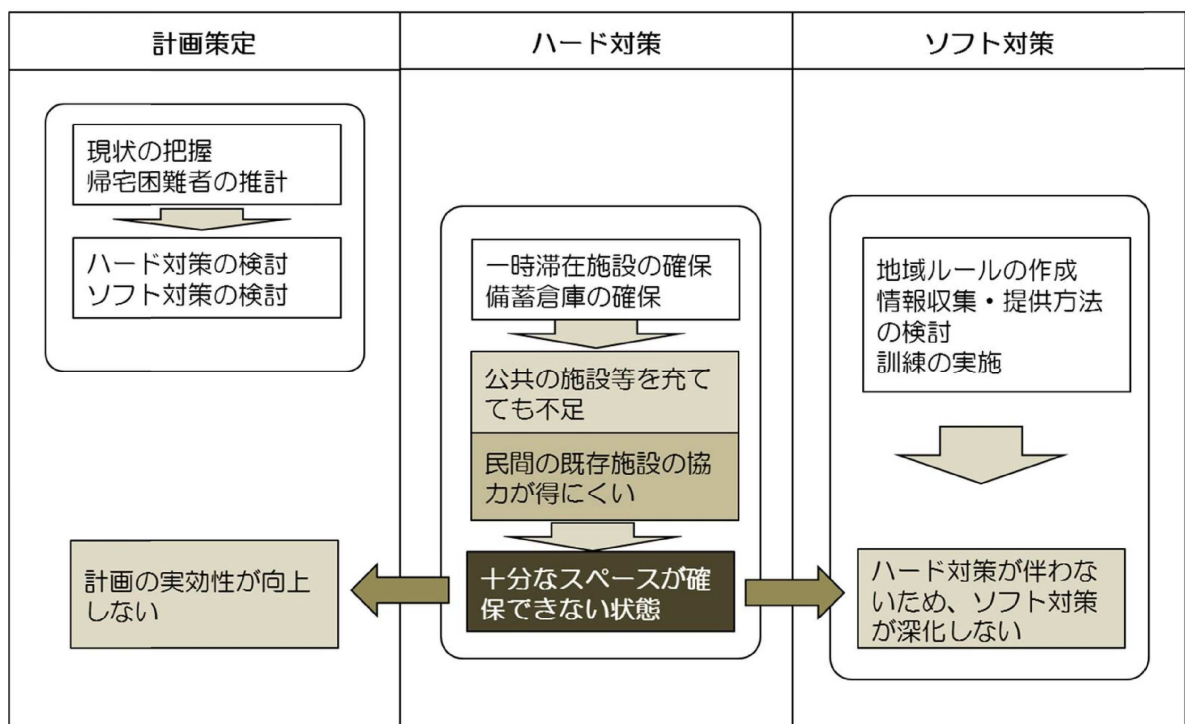


図 ハード対策が進まないことによる影響イメージ

## (2) 国による支援制度

国土交通省では、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞留者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を行っている。

### ①都市安全確保計画制度による帰宅困難者対策の推進

都市再生特別措置法第 19 条の 13 に基づく都市再生安全確保計画は、大規模な地震等が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法等を定めるものであり、滞在者等の安全確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備等に関する対策（ハード対策）と、情報共有・提供、防災に関する訓練の実施、人材の育成や確保、ルールの整備、医療サービスの確保といった対策（ソフト対策）等のハード・ソフト両面の対策が盛り込まれることが想定されるものである。

この都市再生安全確保計画は、国、関係地方公共団体、都市開発事業者等、警察・消防等の防災関係機関、避難スペースを有する既存オフィスビルの所有者・テナント、鉄道事業者、情報通信事業者、ライフライン事業者、医療機関等の官民の様々な関係者から構成される「都市再生緊急整備協議会」（法定協議会）が作成する。

#### <行政手続きのワンストップ処理（都市再生特別措置法第 19 条の 15・16）>

都市再生安全確保計画の作成・実施に関連して、建築確認等、耐震改修計画の認定又は都市公園の占用許可が必要な場合に、それぞれの行政手続きを行うものにあらかじめ協議して同意を得ることで、計画が公表された場合にそれらの認定があったものとみなされる。

#### <備蓄倉庫等の容積率の特例（都市再生特別措置法第 19 条の 17）>

都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設の整備に関する事業等に係る建築物については、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める備蓄倉庫や自家発電設備等々の床面積については、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ床面積に算入されない。

#### <都市再生安全確保施設に関する協定制（都市再生特別措置法第 45 条の 13・14・15・20・21）>

大規模地震発生の際に必要な避難経路又は避難施設の整備や備蓄倉庫等の管理の方法等に関して、土地所有者等の権利者全員で締結する協定に承継効が付与されることにより、土地所有権が譲渡された場合でも譲渡先の相手にも効力を及ぶことで、避難経路等の確実な確保を図ることができる。

図 都市再生安全確保計画の作成促進のための特例制度（都市再生特別措置法）

### ②税制支援

都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫については、特例措置として、備蓄倉庫部分の固定資産税・都市計画税の課税標準を、最初の 5 年間、価格に 2/3 に参酌し、1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に減額するものである。

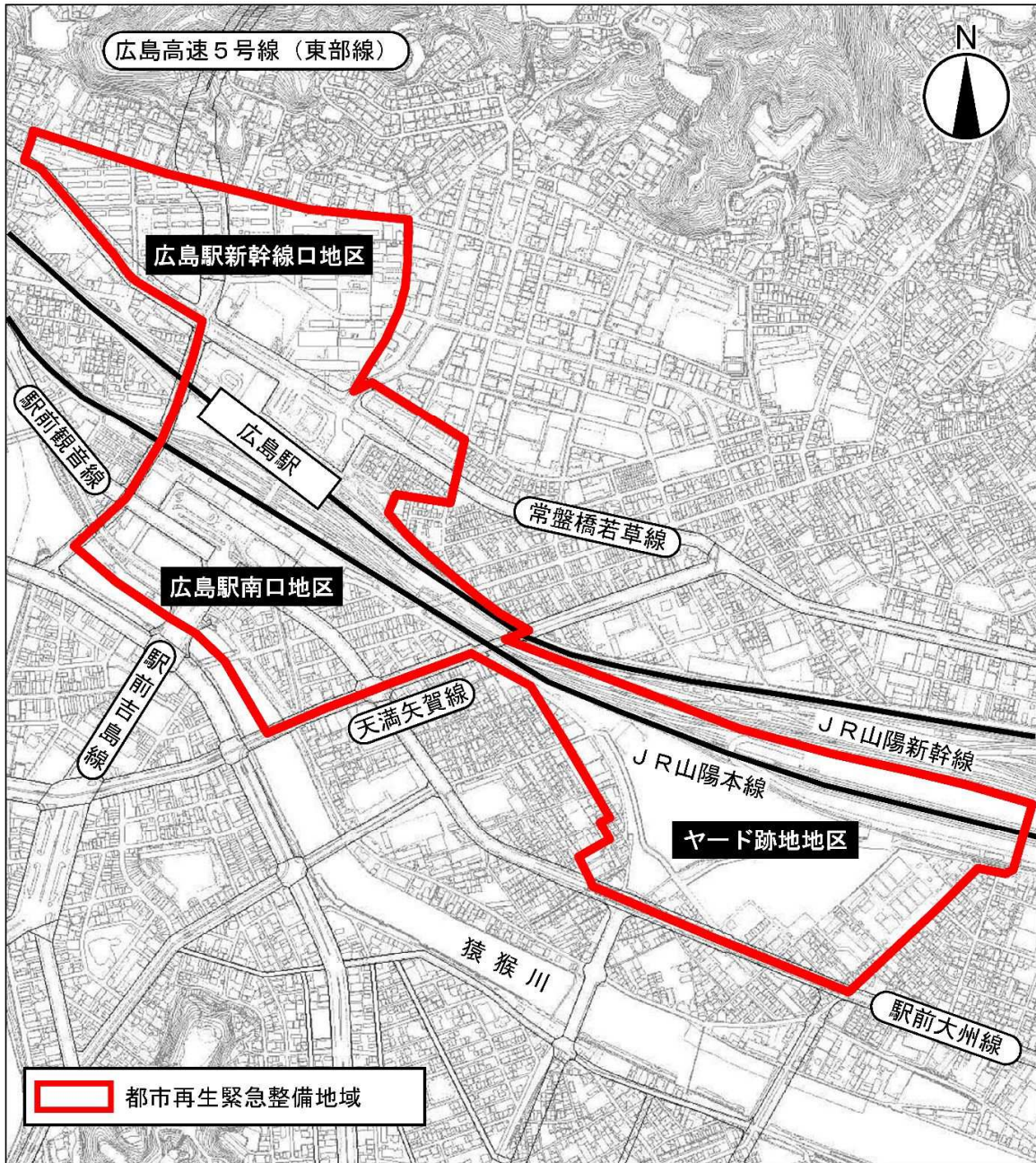


図 都市再生緊急整備地域（広島駅周辺地区）

資料 | 広島市「都市再生緊急整備地域について」

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1122357486630/index.html>

### (3) 広島市の帰宅困難者対策の取組

#### ①帰宅困難者一時滞在施設の指定（民間施設）

広島市では、帰宅困難者が発生した場合には、原則として、広島市が指定している生活避難場所（市立小学校等 212 施設）等の各避難場所を活用し受け入れることとしているが、これらを補完するため、特に帰宅困難者の滞留等が懸念される交通結節点周辺等において、民間事業者の協力が得られた施設を一時滞在施設として指定している。

帰宅困難者の一時滞在施設への受け入れに当たっては、広島市において、災害の規模や被害の状況等を見極めた上で必要と判断した場合に、各施設へ支援要請を行うこととしている。

広島市より支援要請を受けた各施設は、建物等の安全を確認した上で、可能なスペースや時間帯の範囲で帰宅困難者を受け入れ、水道水やトイレの提供、その他可能な支援を行う。

広島市は、防災行政無線屋外受信機（JR 広島駅に設置している屋外スピーカー）や防災情報メール、ホームページ等を通じて、一時滞在施設の開設について市民へ周知する。

表 JR 広島駅周辺地区の一時滞在施設

施設名	所在地
広島インテリジェントホテル本館	南区東荒神町 3 番 3 6 号
広島インテリジェントホテルアネックス	南区稲荷町 3 番 2 7 号
広島グランドインテリジェントホテル	南区京橋町 1 番 4 号
広島オフィスセンター（光建設工業（株））	南区東荒神町 3 番 3 4 号
ホテルセンチュリー 2 1 広島	南区的場町一丁目 1 番 2 5 号
シェラトングランドホテル広島	東区若草町 1 2 番 1 号
ホテルグランヴィア広島	南区松原町 1 番 5 号
ホテルニューヒロデン	南区大須賀町 1 4 番 9 号
ルネサンス広島ボールパークタウン	南区南蟹屋二丁目 3 番 3 号
ホテル JAL シティ広島	中区上幟町 7 番 1 4 号
ホテル広島ガーデンパレス	東区光町一丁目 1 5 番 2 1 号
広島教育会館ホテルチューリッヒ東方 2 0 0 1	東区光町二丁目 7 番 3 1 号

資料 | 広島市危機管理室災害予防課



## ②浸水時緊急退避施設の指定（民間施設を含む）

広島市では、津波や洪水、高潮等による浸水時の避難体制の充実を図るため、次に掲げる構造要件等に適合し、所有者等の承諾が得られた施設（高層ビル等）を「浸水時緊急退避施設」として指定しており、津波や洪水、高潮等の際に、市が開設する避難場所等への避難の途中で目前急迫の浸水危険にさらされた場合に、市民等が緊急一時的に退避するための施設として使用される。

### ＜浸水時緊急退避施設の構造要件等＞

- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること。
- ・新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
- ・地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100平方メートル以上）を有すること。
- ・緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。



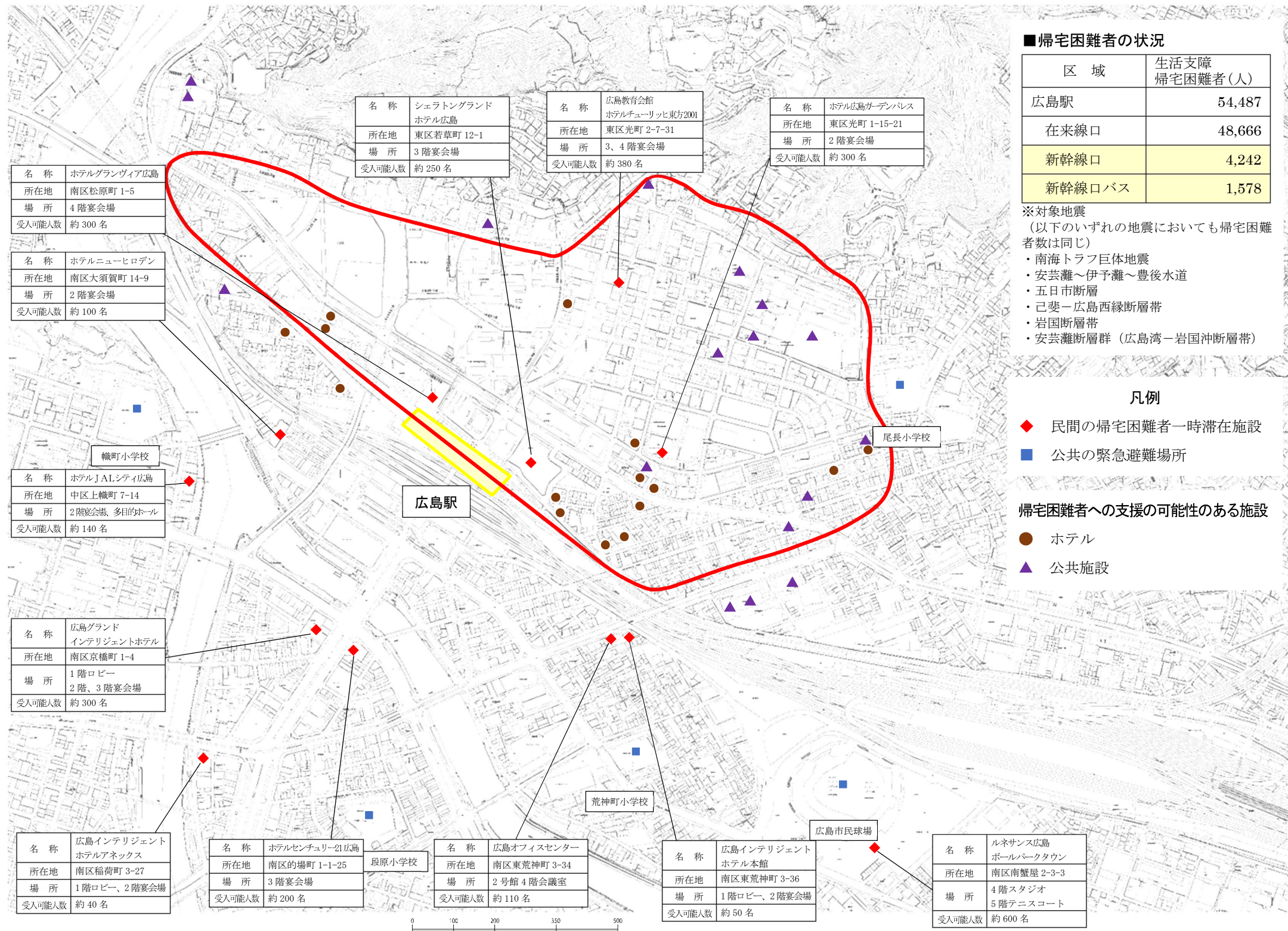
資料 | 広島市危機管理室災害予防課

表 JR 広島駅周辺の浸水時緊急退避施設（平成 29 年 1 月 4 日時点）

施設名	所在地
市営大須賀住宅	南区大須賀町 20 番 6 号
グリーン二葉の里	東区二葉の里一丁目 2 番 34 号
広成ビル	東区上大須賀町 1 番 1 号
宗教法人念法真教広島念法寺	東区光町一丁目 9 番 5 号
創価学会広島池田平和記念会館	東区光町一丁目 15 番 39 号
日商岩井光町ハイツ	東区光町一丁目 11 番 24 号
グランアークテラス	東区若草町 11 番 2 号

資料 | 広島市危機管理室災害予防課

災害時において民間側からの施設提供に関する協定を結んでいる施設と受入可能人数を以下に示す。また、当該地区の周辺にはホテルや公共施設が点在していることから今後はこれらの施設についての活用についても検討する必要がある。



※民間施設 受入可能人数合計 2,770人

〇市民球場 備蓄物資

品目	数量
乾パン (合計)	9,216
乾パン (24年度)	1,152
乾パン (25年度)	-
乾パン (26年度)	5,120
乾パン (27年度)	2,944
クラッカー (合計)	1,960
クラッカー (26年度)	1,050
クラッカー (27年度)	910
アルファ化米 五目 (合計)	3,000
アルファ化米 五目 (24年度)	650
アルファ化米 五目 (25年度)	2,350
アルファ化米 青菜 (合計)	800
アルファ化米 青菜 (26年度)	450
アルファ化米 青菜 (27年度)	350
アルファ化米 梅 (合計)	1,450
アルファ化米 梅 (26年度)	200
アルファ化米 梅 (27年度)	1,250
毛布 (枚)	8,845
保温シート (枚)	3,760
非常用アルミシート寝袋型 (枚)	11,304
生理用品 (個)	6,634
おむつ子供用 (個)	4,428
おむつ大人用 (個)	2,979
簡易トイレ (セット)	343
トイレットペーパー (巻)	204
ペールバケツ (個)	26
杓 (本)	22
ビニール袋 (枚)	210
ラジオライト	23
コードリール	26
発電機	9
投光器	18
三脚	19
目隠しテント	44

## 6-2. 帰宅困難者に対する既存制度の運用と官民連携による取組可能性

大規模災害時、駅周辺等の帰宅困難者が比較的多く発生するエリアにおいては、大きな混乱を招き、行政のみの対応が困難な場合も想定されることから、エリアマネジメント組織（ビル所有者等の民間事業者も含む）が、平時から帰宅困難者対策に取り組むことが求められる。

### (1) エリアマネジメント組織の役割（イメージ）

#### ①災害発生等緊急時における取組

- ・組織会員等と連携を図りながら、一時滞在施設の開放や情報発信、帰宅困難者の避難活動の支援等、マンパワーを活用して、行政の活動の支援を行う。

#### ②まちづくり事業に防災の視点を反映

- ・地域の自助・共助の取組を地域ルールとして定める。（情報提供等の連携体制の構築、情報伝達手順の明確化等）
- ・まちづくりのガイドラインに防災の視点を反映（一時滞在施設や備蓄倉庫の確保、ソフト対策に対する協力等）

#### ③防災の視点を反映した平常時の取組

- ・組織会員（ビル所有者等）と協力し、一時滞在施設や備蓄倉庫の確保等を図る。
- ・災害発生時の行動や、一時滞在施設の利用方法、一時滞在施設・病院・診療所等の位置を示すガイドマップ等を作成する。
- ・帰宅困難者対策の訓練等の企画を行い、行政と連携して実施する。

### (2) 行政の役割（イメージ）

#### ①帰宅困難者支援に関する情報共有

- ・帰宅困難者対策に利用できるスペースの不足等、帰宅困難者支援に関する情報の把握整理を行うとともに、エリアマネジメント組織と情報の共有を行う。

#### ②都市再生安全確保計画等の作成

- ・関係機関等により構成される都市再生緊急整備協議会及び帰宅困難者対策協議会により、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を作成する。作成にあたっては、エリアマネジメント組織の取組を計画に反映するとともに、それらの取組に対して、制度上の支援（備蓄倉庫等の容積率非算入等）を行う。

#### ③ハード・ソフト両面の対策

- ・都市再生安全確保計画及びエリア防災計画に基づき、滞在者等の安全確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備等に関する対策（ハード対策）と、情報共有・提供、防災に関する訓練の実施、人材の育成や確保、ルールの整備、医療サービスの確保といった対策（ソフト対策）等のハード・ソフト両面の対策について、エリアマネジメント組織の活動と連携しながら、取組を進める。